

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(160の項)(第162条) ■情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)、(2)の給付金支給事務:保健福祉部 社会福祉課 (3)の給付金支給事務:保健福祉部 高齢福祉課 (4)の給付金支給事務:こども部 こども課
②所属長の役職名	(1)、(2)の給付金支給事務:社会福祉課長 (3)の給付金支給事務:高齢福祉課長 (4)の給付金支給事務:こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)、(2)の給付金支給事務:保健福祉部 社会福祉課 (3)の給付金支給事務:保健福祉部 高齢福祉課 (4)の給付金支給事務:こども部 こども課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)、(2)の給付金支給事務:保健福祉部 社会福祉課 (3)の給付金支給事務:保健福祉部 高齢福祉課 (4)の給付金支給事務:こども部 こども課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

廻用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを考慮し、給付金の誤支給が無いようにしている。 給付金対象者の決定については、給付金対象者のデータ内容を審査業務の職員が交代でダブルチェックを行っている。 また、業務担当者には、給付金対象者のデータの取扱いに細心の注意を払うよう日頃から指導している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の漏えいについては、特定個人情報を記載した不要書類はシュレッダーを使用して破棄することの徹底。特定個人情報の保管については、鍵のついたキャビネットへの収納の徹底、情報系については、静脈認証を用い、権限を有するもののみのアクセスとし、制限を設けている。滅失については、給付金担当関係課との情報共有している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月9日	新規作成				
令和5年6月23日	Ⅱ-1 一つの時点の集計か	令和4年11月11日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 一つの時点の集計か	令和4年11月11日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和6年7月12日	表紙 評価書名	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	事後	
令和6年7月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利	筑西市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたる特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	筑西市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 5.評価実施期間における担当	保健福祉部 社会福祉課	(1)、(2)の給付金支給事務:保健福祉部 社会福祉課	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 5.評価実施期間における担当	社会福祉課長	(1)、(2)の給付金支給事務:社会福祉課長	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	保健福祉部 社会福祉課	(3)の給付金支給事務:高齢福祉課長	事後	
令和6年7月12日	1 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	保健福祉部 社会福祉課	(1)、(2)の給付金支給事務:保健福祉部 社会福祉課	事後	
令和6年7月12日	Ⅱ-1 一つの時点の集計か	令和5年6月23日 時点	令和6年7月12日 時点	事後	
令和6年7月12日	Ⅱ-2 一つの時点の集計か	令和5年6月23日 時点	令和6年7月12日 時点	事後	
令和7年1月29日	Ⅱ-1 一つの時点の集計か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年1月29日	Ⅱ-2 一つの時点の集計か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		